教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和８年10月16日（金）午前10時00分

１　会議録の承認

２　一般報告

横浜市教育委員会公式note「ヨコエデュ！」の累計100万ＰＶ突破について

横浜市公立学校教員採用候補者選考試験　令和８年度実施最終結果及び令和９年度実施試験日程等について

３　請願等審査

受理番号１　令和９年度予算に関する要望書

４　審議案件

教委第42号議案　横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について

教委第43号議案　（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業契約の締結に関する意見の申出について

５　その他

令和８年10月16日

教育委員会定例会　一般報告

１　市会関係

〇9/25　本会議（第３日）議案議決、追加議案上程・質疑・付託・追加議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託

２　市教委関係

（１）主な会議等

〇10/15 心の教育ふれあいコンサート

（２）報告事項

〇横浜市教育委員会公式note「ヨコエデュ！」の累計100万ＰＶ突破について

〇横浜市公立学校教員採用候補者選考試験　令和８年度実施最終結果及び令和９年度実施試験日程等について

３　その他

教育委員会一般報告資料
令和８年10月16日
教育政策推進課

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令 和 ８ 年 １０ 月 １４ 日
教育委員会事務局教育政策統括部

横浜市教育委員会 note「ヨコエデュ！」
累計100万PV突破！フォロワー数も2,000超！
～学校の取組を共創へつなぐ教育メディアへと成長中！～

横浜市教育委員会では、2025年2月に公式note「ヨコエデュ！」を開設以来、学校現場の実践や子どもたちの学びや挑戦の様子、教員の取組などを広く発信しています。

このたび、累計ページビュー数が2026年7月に100万PVを突破するとともに、同10月にはフォロワー数が2,000に到達しました。

日頃より記事をご覧いただき、フォローや「スキ」をしていただく皆さま、心より感謝申し上げます。



◆ 「ヨコエデュ！」の特徴

「人」が主役。教育の魅力をストーリーで届けたい



横浜の教育現場は、子どもたちの主体的な学びや教職員のチャレンジなど、多くの魅力に溢れています。
様々な取組と共にあるストーリーや想いを、記事にしています。

教育の今と未来への取組をたくさん知ってほしい



横浜には500校・約25万人の児童生徒がおり、無数のストーリーがあります。
これまで60校以上を取材し、旬な活動や気になる話題を、毎週１本以上投稿しています。

様々な方との連携により教育の共創の輪を広げたい



ヨコエデュ！では、教職員や児童生徒に加え、教員志望の学生、地域の皆さん、企業・団体などが協力、参画しています。
共創を通じて横浜の教育の魅力や価値を高めています。

＼100万PV突破を記念した記事も公開中／

おかげさまで100万PV！――ヨコエデュ！を彩った先生や学生に集まってもらいました

これまでヨコエデュ！の記事に登場した7名が集合。
現役教員と教員志望の大学生・高校生が、子どもたちとの関わりや働き方、理想の教員像について語り合いました。



裏面あり

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

◆ 今後の展望

ヨコエデュ！では、横浜の教育の取組に対する共感と参画の輪を広げるとともに、保護者や地域の皆さま、企業、大学など多くの方々との新たな連携や共創を創出し、子どもたちの学びに還元していくことを目指しています。

教育現場は今、新たな学びへの転換期を迎えています。子どもたちが夢や目標に向かって挑戦する姿や未来を見据えた学びの場の創出など、横浜の教育の多彩な姿から「横浜で学びたい・学ばせたい」「横浜で教えたい」と多くの方に感じていただけるよう、これからも横浜の教育の今と未来をお届けしていきます。

◆ 人気記事をご紹介します！

ページビュー数 TOP3

GTO 若手俳優×横浜市立高校生「夢をもつって、すてきなこと」



PV数：46,191
スキ数：277

「横浜で教員になりたい！」先生のリアルな働き方をインタビュー



PV数：37,893
スキ数：317

坂本小学校の「学び方選択タイム」！子どもたちが主役の新しい学び



PV数：28,156
スキ数：240

スキ(いいね)数 TOP3

とある教育学部生の小学校奮闘記



スキ数：1,043
PV数：8,259

若葉台で広がる新しい学びのカタチ～特別支援学校と小学校の合同授業に密着！



スキ数：578
PV数：14,394

「小学校になじめるか不安…」を安心に変える。東本郷小学校の幼保小の連携がすごい！



スキ数：498
PV数：22,364

横浜市教育委員会公式 note「ヨコエデュ！」

開　設　日：2025年2月6日　　累計PV数　：117万（7/27に100万PV突破）
記事掲載数：138本　　フォロワー数：2,018（10/2に2,000フォロー到達）

お問合せ先
教育政策推進課教育プロモーション担当課長　　村林　　Tel 045-671-4837

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

教育委員会一般報告資料
令和８年 10 月 16 日
教 職 員 人 事 課

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令和８年９月 30 日
教育委員会事務局
教 職 員 企 画 部

横浜市公立学校教員採用候補者選考試験
令和８年度実施 最終結果 及び 令和９年度実施 試験日程等について

令和８年度実施試験等の結果、

令和９年度採用予定者数は、**1,175名** となる見込みです。

令和９年度実施試験（春実施選考試験を除く）は、

第一次試験を**令和９年７月４日（日曜日）**に行う予定です。

また、新たに**栄養教諭**の試験を実施する予定です。

1 令和８年度実施 結果概要（詳細は裏面を御覧ください）

【令和９年度採用予定】

今年度の夏実施試験では、約 1,005 名の募集に対し 2,219 名の応募がありました。

横浜市の求める教師像に基づき、**人物重視の選考**を行った結果、**942 名（実質倍率 2.0 倍）**が最終合格となりました。

また、既合格者 233 名※を加え、令和９年度は**1,175 名**を本市教員として迎え入れる予定です。

※令和８年度春実施選考試験合格者 116 名及び令和7年度実施大学3年生チャレンジ推薦特別選考合格者 117 名の合計

【令和 10 年度採用予定】

大学３年生チャレンジ推薦特別選考※に、**108 名（実質倍率 1.4 倍）**が最終合格しました。

※最終合格者は、受験年度の翌年４月に行われる名簿登載審査（学業成績審査）の通過をもって、翌々年の採用候補者名簿に登載されます。

2 令和９年度実施 試験日程等

令和９年度の横浜市公立学校教員採用候補者選考試験【夏実施】は、
第一次試験を**令和９年７月４日（日曜日）**に行う予定です。

また、新たに**栄養教諭**の募集を開始する予定です。詳細については、決定次第、お知らせします。

横浜市では、複数の受験機会を設け、優秀な人材の確保に努めています。
今後も、教職を志す方が受験しやすい環境づくりを進めながら、質の高い教員の確保に取り組んでまいります。

（裏面あり）

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

【参考】　試験実施結果詳細

令和８年度実施　横浜市公立学校教員採用候補者選考試験【夏実施】　最終結果

【令和９年度採用予定】大学３年生チャレンジ推薦特別選考除く

受験区分		令和８年度【夏実施】 募集数（人）	応募者数（人）	A 受験者数（人）	B 最終合格者数（人）	A/B 最終倍率（倍）	C【春実施】（旧春チャレンジ選考試験）合格者数（人）	D 前年度大学３年生チャレンジ推薦特別選考合格者（人）	B+C+D 令和９年度採用予定最終合格者計（人）	【参考】令和７年度実施 募集数（人）	最終合格者数（人）	最終倍率（倍）	春チャレンジ選考試験合格者数（人）
小学校		約630	877	751	514 小学校専科教員併願合格者 音楽：4	1.5	116	令和７年度実施大学３年生チャレンジ推薦特別選考合格者 100	734	約630	558 小学校専科教員併願合格者 音楽：5	1.5	71
中学校・高等学校	国語	約55	127	96	61	1.6			61	約50	63	1.6	
	社会	約25	204	159	47	3.4			47	約35	63	3.0	
	数学	約40	101	88	44	2.0			44	約40	55	2.2	
	理科	約55	96	76	44	1.7			44	約50	49	1.7	
	音楽	約15	60	52	19	2.7			19	約15	23	2.8	
	美術	約15	46	33	20	1.7			20	約15	13	1.8	
	保健体育	約35	187	161	54	3.0			54	約40	62	3.0	
	技術	約15	6	5	2	2.5		0	2	約15	6	1.5	
	家庭	約10	29	21	15	1.4		3	18	約10	17	1.6	
	英語	約55	142	111	53	2.1			53	約50	67	2.0	
	小計	約320	998	802	359	2.2		3	362	約320	418	2.2	
特別支援学校		約45	119	103	46	2.2		14	60	約50	65	1.6	
養護教諭		約10	205	165	13	12.7			13	約20	29	7.2	
高等学校	情報	若干名	6	5	2	2.5			2	若干名	2	2.5	
	工業	若干名	4	4	0	−			0	若干名	0	−	
	商業	若干名	10	9	4	2.3			4	若干名	4	3.3	
	小計	若干名	20	18	6	3.0			6	若干名	6	3.2	
合計		約1,005	2,219	1,839	942	2.0	116	117	1,175	約1,020	1,081	2.0	71

【令和10年度採用予定】大学３年生チャレンジ推薦特別選考のみ

受験区分	令和８年度実施 募集数（人）	応募者数（人）	A 受験者数（人）	B 最終合格者数（人）	A/B 最終倍率（倍）	【参考】令和７年度実施 募集数（人）	最終合格者数（人）	最終倍率（倍）
小学校	約60～120	107	107	78	1.4	約60～120	100	1.2
中学校・高等学校　国語	若干名	13	13	10	1.3			
中学校・高等学校　数学	若干名	9	9	6	1.5			
中学校・高等学校　理科	若干名	5	5	3	1.7			
中学校・高等学校　美術	若干名	2	2	0	−			
中学校・高等学校　技術	若干名	0	0	0	−	若干名	0	−
中学校・高等学校　家庭	若干名	2	2	2	1.0	若干名	3	1.0
特別支援学校	若干名	11	11	9	1.2	約10	14	1.1
合計	約60～120	149	149	108	1.4	約70～130	117	1.1

※各倍率は小数点第二位四捨五入

横浜市教員採用試験案内ホームページ（令和８年９月30日（水）**13時以降**掲載予定）
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/bosyusaiyou/seiki/kyouinsaiyou/kyoin.html

お問合せ先

教職員人事課長　　片山　　Tel 045-671-3246

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

受理番号　1



令和8年6月23日

令和9年度横浜市教育予算に関わる要望書

横浜市教育委員会様

住所：[redacted]
団体名：横浜LD親の会
代表者：[redacted]

【要望の趣旨】

子どもの成長は待ってくれません。合理的配慮の検討や支援の引継ぎに時間を要すると、必要な支援の開始が遅れ、学習機会が失われることがあります。その結果、自信や学習意欲の低下、不登校などの二次的な課題につながることも懸念されます。

子どもの学びを止めないため、制度や設備の整備だけでなく、教職員の専門性向上、関係機関との連携、多様な学び方を認める教育文化の醸成を進めるための予算措置を要望します。

【要望事項】

1. 小・中学校間の切れ目のない支援の引継ぎ

(1)確実な引継ぎ体制の徹底

文部科学省作成の「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」に基づき、小学校で実施した合理的配慮や個別の指導計画等を中学校へ確実に引き継ぎ、入学当初から切れ目のない支援を実施してください。

(2)支援中断の防止

本人・保護者との十分な対話や合意形成を経ることなく、合理的配慮を中断・縮小しないよう運用を徹底してください。

(3)学習記録の引継ぎ

学習支援ツール(ロイロノート等)には、合理的配慮や本人に合った学び方の記録が蓄積されています。本人・保護者の同意のもと、これらの記録を中学校へ引き継ぎ、教職員が活用できる仕組みを整備してください。

2.「横浜市学力・学習状況調査(市学状)」等における合理的配慮の環境整備

(1)情報の公開

受けられる合理的配慮や申請方法を保護者へ分かりやすく周知するとともに、市内の対応状況を把握・公表してください。

(2)CBT(端末受検)への対応

事前の操作練習やマニュアルの整備、ICT支援員の配置など必要な支援の予算を確保してください。また、CBT方式が負担となる児童生徒には、紙での受検など代替手段を保障してください。

3. 合理的配慮の決定における専門的助言体制の整備

合理的配慮は、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、本人・保護者との建設的対話と客観的な教育的評価に基づいて決定されることが重要です。

学校だけで判断せず、特別支援教育コーディネーターやLD(学習障害)等に関する専門性を有する教員、必要に応じて医療・福祉等の外部専門家の助言を得られる体制を整備してください。また、校内委員会を対象とした継続的な研修を実施し、合理的配慮に関する専門性の向上を図ってください。

4. MIM(多層指導モデル)全校実施に伴う専門性の確保

令和11(2029)年度までの全校実施に向け、LD(学習障害)等に関する専門性を有する教員や推進リーダーの育成・配置に必要な予算を確保してください。また、担任への助言やICTを活用した学習支援を行えるよう業務時間を確保するとともに、外部専門家と連携できる体制を整備してください。

5. 導入デジタルドリルのアクセシビリティ検証

導入されるデジタルドリル(Monoxer等)について、音声読み上げ、文字サイズ、配色、キーボード操作などが、多様な特性を持つ児童生徒にとって利用しやすい設計となっているか、特別支援教育の担当者や外部の専門家とともに検証してください。

課題がある場合は、教育委員会から開発事業者へ改善を働きかけるとともに、学校現場での活用研修を実施してください。

6. 多様な学びを認める教育文化の醸成

合理的配慮は、一部の児童生徒だけでなく、すべての子どもが学びやすい環境づくりにつながるものです。その認識を市立学校全体で共有してください。

また、音声読み上げやタイピングなど、一人ひとりに合った学び方を選択できる環境を整えるため、教職員研修、保護者への情報発信、好事例の共有などに必要な予算を継続的に確保してください。

教委第42号議案

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を次のように改正する

令和８年10月16日提出

教育長　下田　康晴

提案理由

栄養教諭の選考試験実施等に向けて、横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第　号

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程（平成元年２月横浜市教育委員会達第１号）の一部を次のように改正する。

令和　年　月　日

横浜市教育委員会

第２条第１号中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校」を「横浜市立学校」に改め、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、同条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第５条第１号中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校」を「横浜市立学校」に改め、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第14条第５号中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改め、同条第６号、第９号及び第10号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附　則

この達は、公布の日から施行する。

教育委員会資料
令和８年 10 月 16 日
教職員人事課

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程（平成元年２月横浜市教育委員会達第１号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第１章　総則	第１章　総則
（第１条省略）	（第１条省略）
（対象となる職）	（対象となる職）
第２条　選考の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。	第２条　選考の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。
(1)　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師	(1)　横浜市立学校の校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師
(2)　小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校の栄養教諭	（削除）
(3)　高等学校及び特別支援学校の実習助手	(2)　高等学校及び特別支援学校の実習助手
（第３条省略）	（第３条省略）
第２章　選考試験	第２章　選考試験
（第４条省略）	（第４条省略）
（選考試験の対象となる職）	（選考試験の対象となる職）
第５条　選考試験の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。	第５条　選考試験の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。
(1)　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭及び講師	(1)　横浜市立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師
（第２号及び第６条から第13条まで省略）	（第２号及び第６条から第13条まで省略）
第３章　選考試験以外の方法による選考	第３章　選考試験以外の方法による選考
（選考によることができる職）	（選考によることができる職）

第14条　選考試験以外の方法による選考（以下本章において「選考」という。）により採用又は昇任の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。 （第１号から第４号まで省略） (5)　国立大学法人附属学校の教員をもって充てる教諭及び養護教諭 (6)　神奈川県内の他の市町村立学校、神奈川県立の高等学校及び特別支援学校の教員並びに神奈川県の行政機関の職員をもって充てる教諭、養護教諭及び講師 （第７号及び第８号省略） (9)　臨時的に任用する教諭、養護教諭、実習助手及び講師 (10)　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てる教諭、養護教諭及び講師 （以下省略）	第14条　選考試験以外の方法による選考（以下本章において「選考」という。）により採用又は昇任の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。 （第１号から第４号まで省略） (5)　国立大学法人附属学校の教員をもって充てる教諭、養護教諭及び栄養教諭 (6)　神奈川県内の他の市町村立学校、神奈川県立の高等学校及び特別支援学校の教員並びに神奈川県の行政機関の職員をもって充てる教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師 （第７号及び第８号省略） (9)　臨時的に任用する教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師 (10)　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てる教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師 （以下省略）